

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和11年
市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (沖 集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	36.91 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	36.91 ha
② 田の面積	33.59 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.32 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	8.64 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8.64 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

・本集落は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、集落内の認定農業者1経営体を含む自作農家数は6経営体で、その内5経営体が営農継続意向である。

・規模拡大意向農家は1経営体、規模縮小意向農家は1経営体、現状維持意向農家4経営体であり、今後は規模縮小意向農家の農地を規模拡大意向農家に集積していくとともに、現状維持意向農家4経営体を含めた5経営体と入り作認定農業者3経営体を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向である。

【課題】

・集落戸数が少なく、農業従事者の高齢化等により農家戸数も減少傾向にあることから、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想され、将来にわたり集落農業を維持していくためには、生産基盤の維持管理や草刈作業等の省力化を図るとともに、集落住民を巻き込み、集落担い手農家の営農継続に向け、集落全体で集落農業を支える体制が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

〇「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。

①水稻(水田33.6ha) 栽培方法 : 慣行栽培、減農薬減化学肥料栽培

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・水田は農地中間管理機構を通し、集落担い手農家への集積・集約化を基本に進め、集落内完結型の効率的かつ総合的な農地利用を実現していく。

・畑地は基本的に所有者が継続利用するものとする。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	67.11	%	将来の目標とする集積率	85	%
--------	-------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

・水稻作業の更なる効率化・省力化を図るため、集団化(集約化)に向けた話し合いを進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地集積は、農地中間管理機構を活用して進めていく。 ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。 ・農業生産基盤の維持・保全については、多面的機能支払交付金事業と連携しながら、集落担い手農家及び集落内住民の役割を明確化するとともに、作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。 ・機械・施設等の強化・充実は補助事業の活用や、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入を推進していく。 ・作業効率性や省力化を図るため、農地集積のタイミングで集落担い手農家相互と協議を重ねながら、集約化(集団化)を段階的に進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定していく。 ・集約化(集団化)については、集落全体での利便性や作業効率性等を考慮しながら農地中間管理機構の助言を受け進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
・農地の集積及び集約化(団地化)の進捗に合わせながら、畦畔除去による水田の大規模区画化を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・集落担い手農家が将来にわたり営農継続しつつ経営発展できるよう、担い手農家と集落内住民相互が支え合える体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・集落担い手農家にあっても、町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援メニューを積極的な活用を推進し、作業効率化や省力化による農業経営の継続につなげていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②環境に配慮した特別栽培米生産を拡大していく。
③防除や追肥作業についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)						
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考		
認農		水稻	14.02 ha	ha	水稻	17.5 ha	ha	A			
利用者		水稻	3.33 ha	ha	水稻	3.33 ha	ha	B			
利用者		水稻	1.95 ha	ha	水稻	1.95 ha	ha	C			
利用者		水稻	2.6 ha	ha	水稻	5.37 ha	ha	D			
利用者		水稻	1.33 ha	ha	水稻	1.33 ha	ha	E			
認農		水稻	1.18 ha	ha	水稻	1.18 ha	ha	F			
認農		水稻	0.36 ha	ha	水稻	0.95 ha	ha	G			
認農		水稻	1.8 ha	ha	水稻	1.8 ha	ha	H			
			ha	ha		ha	ha				
			ha	ha		ha	ha				
			ha	ha		ha	ha				
			ha	ha		ha	ha				
			ha	ha		ha	ha				
			ha	ha		ha	ha				
			ha	ha		ha	ha				
計	8経営体		26.57 ha	0 ha		33.41 ha	0 ha				

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。